

堺市環濠エリアイベント補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市環濠エリアイベント補助金
補助対象事業名称			
補助金交付決定額	変更前	円	
	変更後	円	
交付予定時期	※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。		

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）及び堺市環濠エリアイベント補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をもその定める期日までに長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

2 備考

- (1) 天候その他補助事業者の責めに帰することができないやむを得ない事由により事業を中止した場合であって、市が特に必要と認めるときは、中止までに要した補助対象経費について補助金の交付を認めることができる。
- (2) 前号の規定による補助対象経費には、次に掲げる経費を含まないものとする。
ア：イベント当日の実施を前提として効力を発揮する物品に係る経費（景品、参加賞等）

イ：イベント当日の提供により初めて価値を生じるサービスに係る経費

ウ：その他市長が補助対象として不相当と認める経費

- (3) 第1号に該当しない事由により事業を中止した場合は、当該事業に係る補助金は交付しないものとする。